

不漁に強い漁業経営グループ創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、漁業就業者の経営及び収入の安定化及び将来にわたって新規漁業就業者の受け皿となり得るような操業形態の構築を図るため、収入を得る手段を多様化させる取組を行う漁業者のグループを支援する漁業協同組合に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業者グループ 3人以上の漁業者で組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する事項を定める規約を有する団体に限る。）をいう。
- (2) 複合経営 漁業者又は漁業者グループが、現に営んでいる漁業のほか、次に掲げる取組を追加して行うことで、収入を得る手段を多様化させる経営をいう。
 - ア 既に営んでいる漁業以外の漁業又は養殖業
 - イ 漁業者グループの構成員等が漁獲した水産物を用いて、一次加工により付加価値を創出する取組
 - ウ 畜養（漁獲物を出荷前に生けす等で短期的に飼育することをいう。）による出荷調整及び販売の取組
- (3) 漁業用設備等 漁船、漁船附帯設備（機器類を含む）、漁具、養殖用資材、畜養資材、水産物加工機器、その他複合経営に必要となる設備、施設であって知事が別に定めるものをいう。
- (4) リース契約 当該契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができない契約又はこれに準ずる契約であって、当該契約により使用する漁業用設備等の借主である漁業者グループが、当該漁業用設備からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該漁業用設備等の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、漁業者グループが複合経営を実施するために新たに必要となる漁業用設備等の取得について、漁業協同組合が当該漁業者グループを支援するために実施する、次に掲げる事業とする。

(1) 複合経営実施グループ設備リース事業

漁業協同組合において漁業用設備等を取得し、リース契約により当該漁業用設備等を漁業者グループに使用させる事業

(2) 複合経営実施グループ設備補助事業

漁業者グループが漁業用設備等を取得するために必要な経費を補助する事業

(交付の対象経費及び補助率等)

第4条 補助事業に係る補助金交付の対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

事業名	対象経費	補助率
1 複合経営実施グループ設備リース事業	漁業用設備等（漁業協同組合がリース契約により漁業者グループに使用させるためのものに限る。）の取得に要する経費（当該漁業協同組合が当該リース契約により負担すべき費用のうち当該漁業用設備等の取得価額以外のもの（利息相当額、保険料、契約保証金等）を除く。）	漁業者グループ1団体当たり対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の1/2以内
2 複合経営実施グループ設備補助事業	漁業者グループによる漁業用設備等の取得に対し、漁業協同組合が補助を行うために要する経費（当該漁業用設備等の取得価額の1/2以内に限る。）	漁業者グループ1団体当たり対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の10/10以内

2 前項の漁業用設備等については、その規模及び構造が、漁業者グループが複合経営を実施するために必要と知事が認めるものに限り、同項の規定により補助金額を算出するに当たっては、漁業用設備等の取得価額については、取得時の時価又は適正な価格によるものとする。

3 補助金額の上限は、漁業者グループ1団体当たり5,000千円とし、第1項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	1部	別に知事が定める日
収支予算書	別記第2号様式		

- 2 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分又は総事業費の変更（配分の変更にあつては対象経費の30パーセント以内の増減を除き、総事業費の変更にあつては1,000千円以内の増減を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ その他重要な変更として知事が別に定める場合
- (2) 前号イに該当しない経費の配分又は総事業費の変更については、不漁に強い漁業経営グループ創出事業変更届出書（別記第3号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添えて知事に報告すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

かになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならないこと。

- (5) 補助事業により、取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械又は器具に限る。）については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 前号の財産は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「国補助規則」という。）第5条及び別表の規定により定められている処分の制限を受ける期間内（国補助規則に定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数又はこれに準ずると認められる期間内）において知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (9) 事業を実施する漁業協同組合は、補助金を交付する場合は、漁業者グループに対し前各号に掲げる条件と同じ条件を付さなければならないこと。
- (10) 前各号に掲げる事項以外のことについては、その都度知事の承認を受けること。

（変更の承認等）

第7条 前条第1号ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（別記第5号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。

2 前条第1号ウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書(別記第7号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。

(交付決定前着手の届出)

第9条 事業の着手(資材等の発注を含む。)は、補助金の交付の決定に基づき、行うものとする。

2 複合経営実施グループ設備補助事業につき、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第9号様式	1部	事業の完了の日から起算して30日を経過した日(第5条第1号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
収支精算書	別記第10号様式		

(財産処分の制限)

第11条 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、第6条第6号に規定する期間とする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業実施状況の報告)

第13条 事業を実施する漁業協同組合は、事業開始の年度から5年間、毎年度、事業実施状況の点検を行い、事業実施状況報告書(別記第11号様式)を、当該年度の翌年度の4月末日までに知事に提出しなければならない。

(事業の改善等)

第14条 知事は、前条の事業実施状況報告書の提出を受け、その内容を点検した結果、事業計画書に定められた成果目標の達成が困難であると認められる場合は、当該事業実施状況報告書を提出した漁業協同組合に対して適切な指導をすることができる。

2 前項の規定に基づき指導を行ったにもかかわらず、事業計画書の内容変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、漁業協同組合は、知事の承認を受けて、事業計画書を変更することができる。

3 前項の規定による知事の承認を受けようとする場合は、事業計画内容変更承認申請書(別記第12号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)を添えて、知事に申請するものとする。

(書類の経由)

第15条 規則又はこの要綱に基づく書類の提出は、事業を実施する漁業協同組合の所在地を管轄する振興局を経由して行わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の漁業複合経営グループ創出事業補助金交付要綱により、交付された補助金は、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。